重要事項説明書別紙（サービス提供の標準的な流れ）

居宅サービス計画作成等サービス利用
申し込み

↓

当社に関する事居宅サービス計画作成の手順、
サービスの内容に関して大切な説明を行う

↓

居宅サービス計画等に関する契約を行う

利用者は区役所へ居宅サービス計画作成依頼
届出書の提出を行う。（提出代行可能）

↓

ケアマネジャーがお宅を訪問し、
利用者の解決すべき課題を把握する

↓

地域サービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、
利用するサービスを選定する

↓

提供する居宅サービスに関して、
居宅サービス計画の原案を作成する

↓

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供
事業者等とサービス利用の調整を行う

↓

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス
提供票の作成を行う

↓

サービス利用

↓

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況
の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行う

↓

毎月の給付管理票の作成を行い、
国保連合会に提出する

利用者の状態について、定期的な再評価を行う。
また、提供されるサービスの実施状況の把握を行う

↓

利用者の状態について、定期的な再評価を行う。
また、提供されるサービスの実施状況の把握を行う

↓

居宅サービス計画の変更を希望される場合、
必要に応じて居宅サービス計画の変更を行う